

洪水時の避難確保計画

放課後等デイサービス

剣之宇都太陽の子

就労継続支援 B 型事業所

心和の郷

令和 2 年 4 月

—目次—

1. 計画の目的・報告	1
2. 計画の適用範囲・避難経路図	1
3. 防災体制	3
4. 情報収集及び伝達	4
5. 避難誘導	6
6. 避難の確保を図るための施設の整備	7
7. 防災教育及び訓練の実施	7
8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）	8

【添付資料（霧島市への提出は不要）】

- 施設利用者緊急連絡先一覧表
- 緊急連絡網
- 外部機関等への緊急連絡先一覧表
- 対応別避難誘導方法一覧表
- 防災体制一覧表

1. 計画の目的・報告

- この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- 計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を霧島市長へ報告する。

2. 計画の適用範囲

- この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【適用範囲（施設の状況）】

放課後等デイサービス 剣之宇都太陽の子

人数			
平日		土曜日・祝日・長期休暇	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
10名	5名	10名	5名

※ 日曜日は定休日

就労継続支援B型事業所 心和の郷

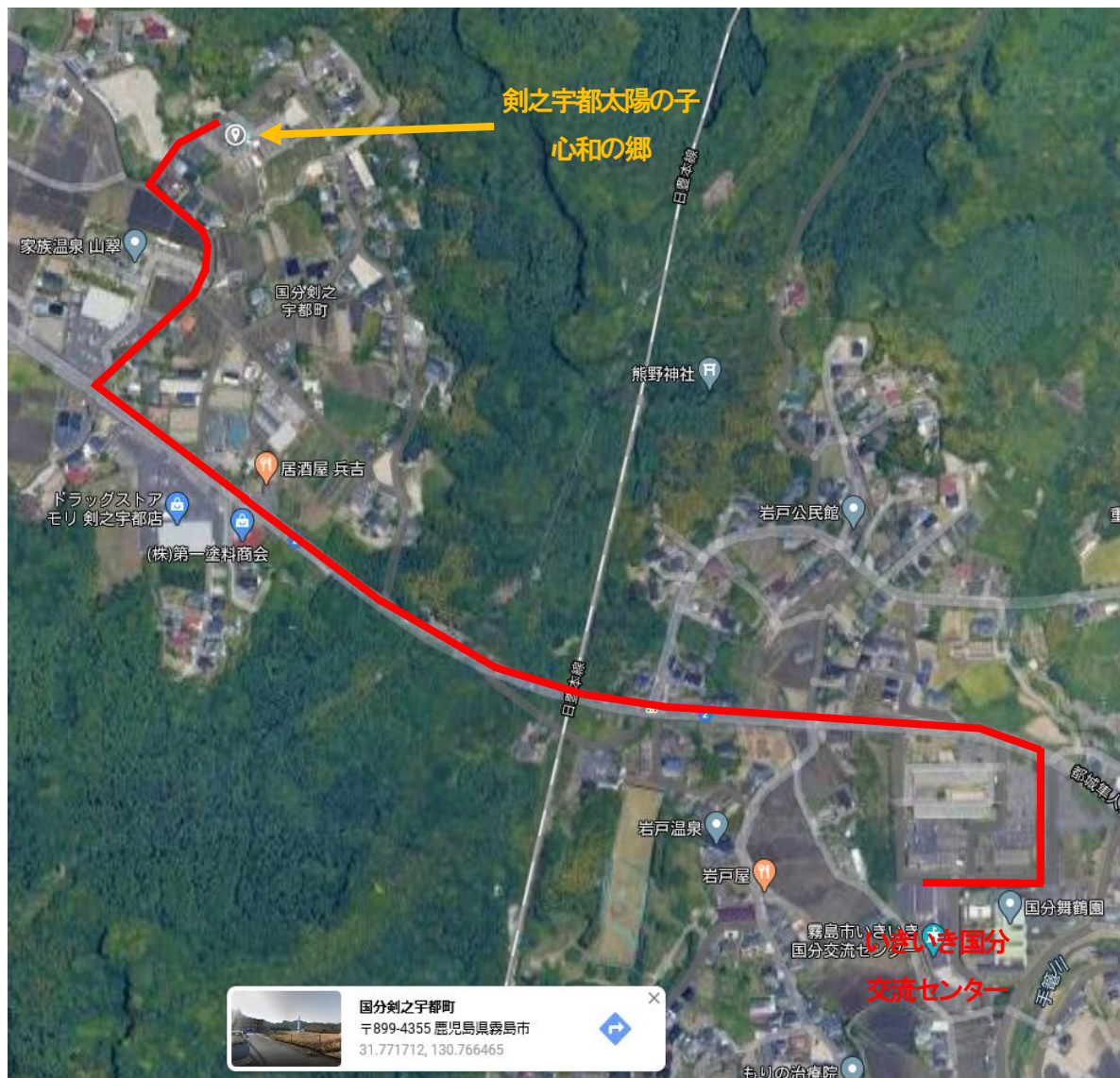
人数	
利用者	施設職員
14名	6名

※ 土曜日・日曜日は定休日

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、ハザードマップの浸水想定区域及び浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図



施設名	建物階数	浸水深
霧島市いきいき 国分交流センター	3階	0m

3. 防災体制

河川名：天降川（水位周知河川）

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表	水位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・霧島市に洪水警報発表 ・天降川避難判断水位超過 ・天降川流域に避難準備・高齢者等避難開始の発令	水位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・天降川流域に避難勧告又は避難指示（緊急）発令 ・天降川はん濫危険水位超過	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

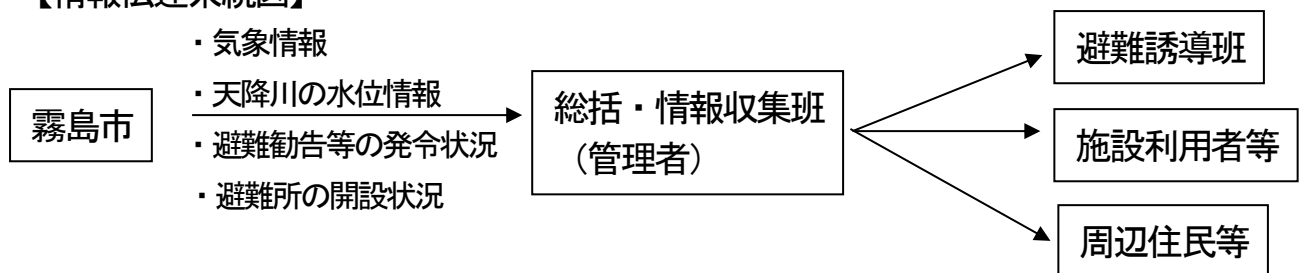
収集する 情報	収集方法
気象情報	・ テレビ ・ ラジオ ・ 気象庁等のウェブサイト
河川水位 情報	・ テレビデータ放送（d ボタン） ・ インターネット（情報提供機関からのウェブサイト） 国土交通省川の防災情報 (http://www.river.go.jp/) 鹿児島県河川砂防情報システム (http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/bousai/jsp/index.jsp)
警戒レベル (避難勧告等)	・ 防災行政無線 ・ テレビ ・ ラジオ ・ インターネット 霧島市 HP (http://www.city-kirishima.jp)

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- 別紙「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 利用者を避難させる可能性がある場合には、別紙「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「今後の状況に応じ、霧島市いきいき国分交流センター（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- 利用者を避難させる場合には、別紙「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「霧島市いきいき国分交流センター（避難場所）へ避難する。利用者の引き渡しは霧島市いきいき国分交流センター（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始については別途連絡する」旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「避難が完了。これより霧島市いきいき国分交流センター（避難場所）において利用者の引き渡しを行う」旨を連絡する。
- 霧島市への連絡先は以下とする。
 - ・霧島市安心安全課 64-0997（避難状況、被害状況等について）
 - ・霧島市長寿障害福祉課 64-0995（避難所の開設について）

【情報伝達系統図】



5. 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

- 避洪水時における避難場所は、霧島市国分重久19「霧島市いきいき国分交流センター」とする。
- 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、屋内安全確保を図るものとする。

(2) 避難経路

- 洪水時における避難場所までの避難経路については、【施設周辺の避難経路図】のとおりとする。

(3) 避難誘導方法

- 避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所	霧島市いきいき国分交流センター	1200m	□徒歩 □車両5台
屋内安全確保	放課後等デイサービス 剣之宇都太陽の子 就労継続支援B型 心和の郷		

- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、**ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等**を行う。
- 浸水のおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	☐ テレビ1台、 ☐ ラジオ1台、 ☐ タブレット1台、 ☐ ファックス1台、 ☐ 携帯電話2台、 ☐ 懐中電灯3本、 ☐ 電池8本、
避難誘導	☐ 名簿（従業員、利用者等）、 ☐ タブレット1台、 ☐ 携帯電話2台、 ☐ 懐中電灯3本、 ☐ 携帯用拡声器1器、 ☐ 電池8本、
施設内の一時避難	☐ 水1日分（1人あたり1ℓ）、 ☐ 寝具5人分、 ☐ 防寒具
高齢者	☐ おむつ・おしりふき
障害者	☐ 常備薬 ☐ おむつ・おしりふき
その他	☐ ウェットティッシュ、 ☐ ゴミ袋、 ☐ タオル ☐ （ ）

浸水を防ぐための対策
☐ 土のう、 ☐ 止水板 ☐ その他（ ）

7. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年5月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年6月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ▶ 毎年５月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ▶ 毎年５月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
 - ▶ 自営水防組織を組織または変更したときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を霧島市長へ報告する。

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

第4条 管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第5条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

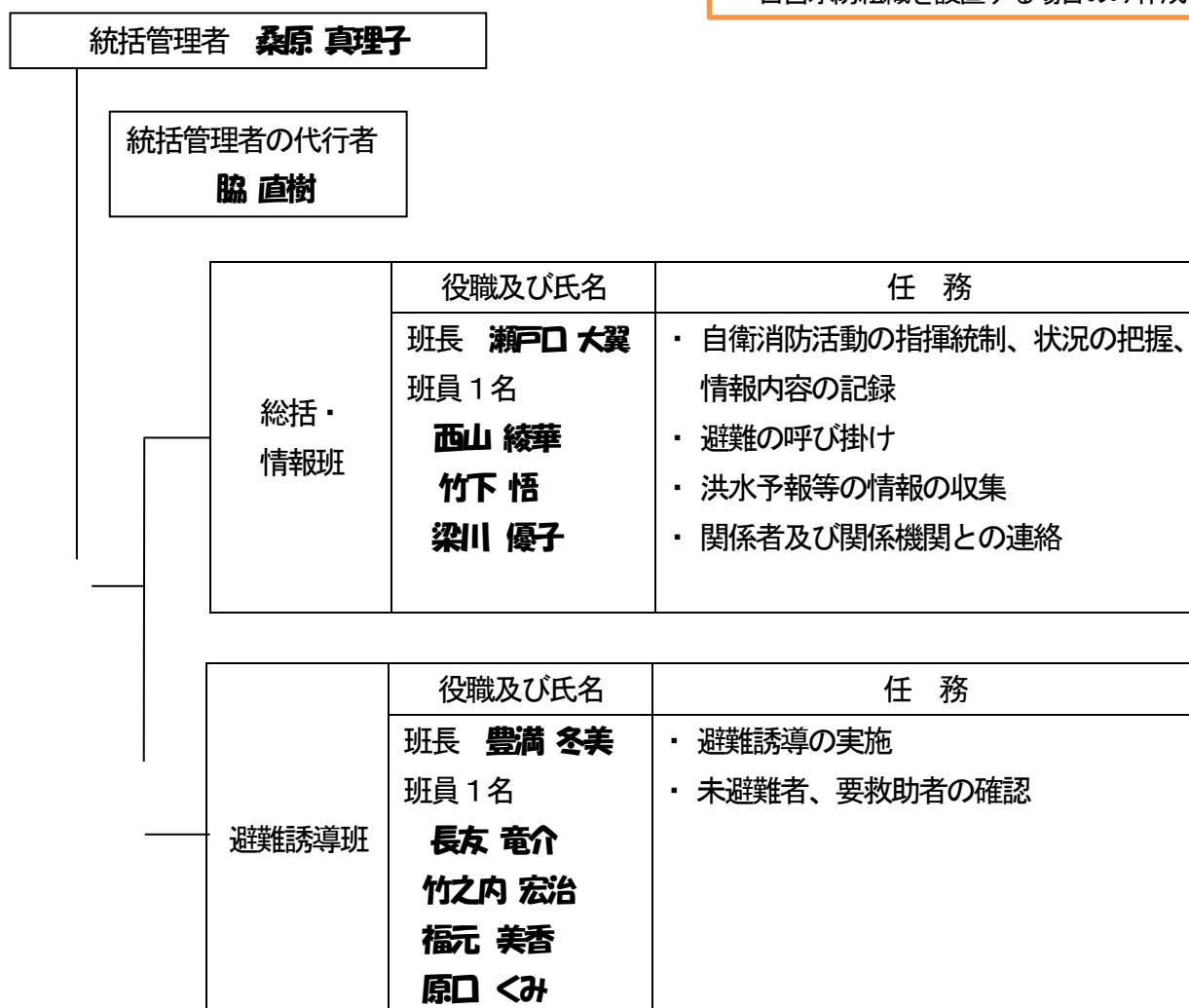
(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自営水防組織を設置する場合のみ作成



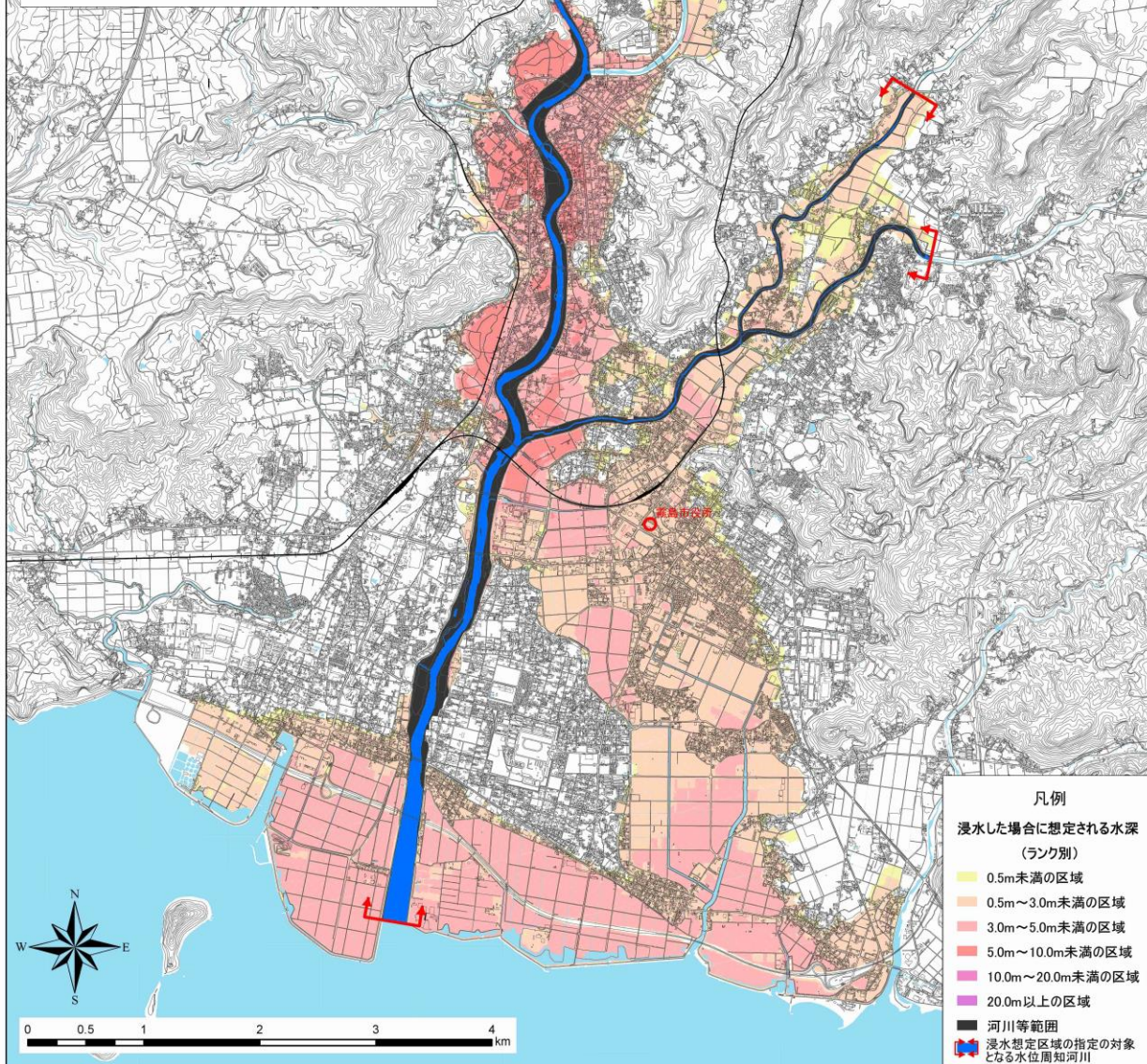
別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 カルテのバックアップデータ（閲覧できる情報端末・電源含む）

天降川水系天降川、手籠川及び郡田川洪水浸水想定区域図【想定最大規模】

1. 図解文
 - (1)この図は、天降川水系天降川、手籠川及び郡田川の水位周知区域について、水防法の規定により指定された想定される最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2)この洪水浸水想定区域図は、指定時点の天降川、手籠川及び郡田川の河川の整備状況を勘案して、想定される最大規模の降雨に伴う洪水により天降川、手籠川及び郡田川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3)なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等

(1)作成主体	鹿児島県												
(2)指定年月日	令和元年 10 月 15 日												
(3)告示番号	鹿児島県告示第 423 号												
(4)指定の根拠法令	水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 14 条第 1 項												
(5)対象となる水位周知河川	・天降川水系天降川(実施区域) <table border="0"> <tr> <td>左岸:</td> <td>霧島市牧園町下中津川字折橋 2229 番地の 2 地先の市道橋から海に至る</td> </tr> <tr> <td>右岸:</td> <td>霧島市東人町高柳川字四十田 4386 番地の 21 地先の市道橋から海に至る</td> </tr> </table> ・天降川水系手籠川(実施区域) <table border="0"> <tr> <td>左岸:</td> <td>霧島市国分重久字世田 1926 番地の市道橋から天降川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>右岸:</td> <td>霧島市国分重久字田中 1100 番地の 1 地先の市道橋から天降川合流点まで</td> </tr> </table> ・天降川水系郡田川(実施区域) <table border="0"> <tr> <td>左岸:</td> <td>霧島市国分重久字四丁目 2282 番地の 4 地先の市道橋から手籠川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>右岸:</td> <td>霧島市国分郡田字家ノ上 721 番地の 15 地先の市道橋から手籠川合流点まで</td> </tr> </table>	左岸:	霧島市牧園町下中津川字折橋 2229 番地の 2 地先の市道橋から海に至る	右岸:	霧島市東人町高柳川字四十田 4386 番地の 21 地先の市道橋から海に至る	左岸:	霧島市国分重久字世田 1926 番地の市道橋から天降川合流点まで	右岸:	霧島市国分重久字田中 1100 番地の 1 地先の市道橋から天降川合流点まで	左岸:	霧島市国分重久字四丁目 2282 番地の 4 地先の市道橋から手籠川合流点まで	右岸:	霧島市国分郡田字家ノ上 721 番地の 15 地先の市道橋から手籠川合流点まで
左岸:	霧島市牧園町下中津川字折橋 2229 番地の 2 地先の市道橋から海に至る												
右岸:	霧島市東人町高柳川字四十田 4386 番地の 21 地先の市道橋から海に至る												
左岸:	霧島市国分重久字世田 1926 番地の市道橋から天降川合流点まで												
右岸:	霧島市国分重久字田中 1100 番地の 1 地先の市道橋から天降川合流点まで												
左岸:	霧島市国分重久字四丁目 2282 番地の 4 地先の市道橋から手籠川合流点まで												
右岸:	霧島市国分郡田字家ノ上 721 番地の 15 地先の市道橋から手籠川合流点まで												
(6)指定の前提となる降雨	天降川流域の 24 時間の総雨量 807mm												
(7)関係市町村	霧島市												



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 令元情使、第591号）」

非常災害時の関係機関への通報および連絡体制

霧島市消防局 (代表番号)	(0995)64-0119
霧島市警察署	(0995)47-2110
隼人交番	(0995)42-2251
国分中央交番	(0995)46-4299
霧島市役所	(0995)45-5111
霧島市安心安全課	(0995)64-0997
霧島市長寿障害福祉課	(0995)64-0995

【緊急時の連絡網】

(利用者・職員の安否確認・緊急動員)

非常災害時に見舞われたときに速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。(別紙一覧表)

主な情報および収集方法

収集する情報	取得機関	収集方法	職員間の共有方法
気象情報	・気象庁HP ・鹿児島地方気象台	テレビ, ラジオ, インターネット 市役所等	メール等
天降川の情報	・国土交通省HP 「川の防災情報」		
河川・土砂災害情報	・鹿児島県河川砂防情報システム	テレビ, インターネット 市役所等	メール等
鹿児島県内の防災情報	・鹿児島県防災Web		
警戒レベル等 ・避難準備, 高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示等	・霧島市HP	防災無線, テレビ, ラジオ, インターネット 市役所等	メール等
停電の情報	・九州電力		
電話に関する情報	・NTT		
地デジ・データ放送の防災情報	・NHK 等		

情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	FAX	霧島市役所安心安全課 (0995-64-0997) 霧島市消防局 (0995-64-0119)
被害情報	情報収集班	FAX	霧島市役所安心安全課 (0995-64-0997) 霧島市消防局 (0995-64-0119)
避難準備等について	避難誘導班	職員緊急メールまたは口頭	職員, 利用者
		FAX	霧島市役所長寿障害福祉課 (0995-64-0995) 霧島市役所安心安全課 (0995-64-0997) 霧島市消防局 (0995-64-0119)
避難開始等について	避難誘導班	職員緊急メールまたは口頭	職員, 利用者
		FAX	霧島市役所長寿障害福祉課 (0995-64-0995) 霧島市役所安心安全課 (0995-64-0997) 霧島市消防局 (0995-64-0119)

防災体制

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 洪水注意報発表 ➤ 大雨注意報発令	注意体制確立	○ 水位情報等の情報収集 ⇨	情報収集班
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 洪水警報発表 ➤ 天降川避難判断水位超過 ➤ 天降川流域に避難準備・高齢者等避難開始の発令	警戒体制確立	○ 水位情報等の情報収集 ⇨ ○ 使用する資器材の準備 ⇨ ○ 保護者への事前連絡 ⇨ ○ 要配慮者の避難誘導 ⇨	情報収集班 避難誘導班 児童発達支援管理責任者 または管理者 避難誘導班
以下のいずれかに該当する場合 ➤ 天降川流域に避難勧告または避難（緊急）指示発令 ➤ 天降川はん濫危険水位超過	非常体制確立	○ 施設内全体の避難誘導 ⇨	避難誘導班